

# 陳 情 書 綴

(陳情第 15 号～第 30 号)

令和 2 年第 2 回 市議会委員会審査分

堺 市 議 会

# 目 次

|         |                          |    |
|---------|--------------------------|----|
| 陳情第 15号 | 生活保護制度について               | 1  |
| 陳情第 16号 | 病院船の保有について               | 3  |
| 陳情第 17号 | 国賓招待について                 | 5  |
| 陳情第 18号 | 入国禁止について                 | 7  |
| 陳情第 19号 | 消費税について                  | 9  |
| 陳情第 20号 | 基礎的財政収支について              | 11 |
| 陳情第 21号 | 行政にかかる諸問題についてのうち第1～3項    | 13 |
| 陳情第 22号 | 新型コロナウイルス感染症対策についてのうち第1項 | 19 |

## (議会運営委員会)

|         |                         |    |
|---------|-------------------------|----|
| 陳情第 21号 | 行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分 | 13 |
| 陳情第 23号 | 行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分 | 21 |

## (総務財政委員会)

|         |                         |    |
|---------|-------------------------|----|
| 陳情第 21号 | 行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分 | 13 |
| 陳情第 23号 | 行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分 | 21 |

## (市民人権委員会)

|         |                         |    |
|---------|-------------------------|----|
| 陳情第 21号 | 行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分 | 13 |
| 陳情第 23号 | 行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分 | 21 |
| 陳情第 24号 | 障害者施策等の充実について           | 25 |
| 陳情第 25号 | 障害者施策等の充実についてのうち本委員会所管分 | 27 |

## (健康福祉委員会)

|         |                              |    |
|---------|------------------------------|----|
| 陳情第 21号 | 行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分      | 13 |
| 陳情第 22号 | 新型コロナウイルス感染症対策についてのうち本委員会所管分 | 19 |
| 陳情第 23号 | 行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分      | 21 |
| 陳情第 25号 | 障害者施策等の充実についてのうち本委員会所管分      | 27 |
| 陳情第 26号 | 子育て支援施策等について                 | 31 |
| 陳情第 28号 | 放課後施策についてのうち本委員会所管分          | 35 |

(産業環境委員会)

|         |                         |    |
|---------|-------------------------|----|
| 陳情第 21号 | 行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分 | 13 |
| 陳情第 23号 | 行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分 | 21 |

(建設委員会)

|         |                         |    |
|---------|-------------------------|----|
| 陳情第 21号 | 行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分 | 13 |
| 陳情第 23号 | 行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分 | 21 |

(文教委員会)

|         |                         |    |
|---------|-------------------------|----|
| 陳情第 21号 | 行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分 | 13 |
| 陳情第 23号 | 行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分 | 21 |
| 陳情第 27号 | 公立幼稚園について               | 33 |
| 陳情第 28号 | 放課後施策についてのうち本委員会所管分     | 35 |
| 陳情第 29号 | 放課後施策について               | 39 |
| 陳情第 30号 | 放課後施策について               | 41 |

## 生活保護制度について

陳 情 者 北海道旭川市  
杉 尾 正 明

### 生活保護収入認定等に関する陳情書

#### 陳情の内容

自動車による交通事故の発生件数は減少傾向にあるが、高齢者の交通事故の発生件数は増加傾向（横断歩行中に自動車と接触する事故が多発）にある。

自動車損害賠償保障法は「自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立することにより、被害者の保護を図ること」（第1条）「自動車損害賠償責任保険（自動車損害賠償責任共済）（以下「自賠責保険」）の締結を強制している」（第5条）自動車損害賠償保障法施行令は「死亡による損害・傷害による損害・後遺障害による損害その他」の保険金額（自賠責保険の支払基準）を定めている。（第2条）

上記「自賠責保険」の支払基準（保険金額）は40年増額していないが社会保障の性質を有する「自賠責保険」は、公的社会保険・生活保護等が認めていない「慰謝料」（精神的苦痛に対する損害）を認容している。

しかし、被保護者（生活保護受給者）が、交通事故被害者となり自賠責保険から損害賠償金として「慰謝料」が支払われた場合、資力があるとして原則その受けた生活保護費全額の返還が求められる。（生活保護法63条）

国（厚生労働省）は、慰謝料についての定めはないとしているが、ドイツでは「精神的損害に対する慰謝料は、これに対応する給付が社会扶助には定められていない」として収入認定除外としている。

国（厚生労働省）の通知でも「冠婚葬祭の祝儀・香典、慈善的金銭等や自立更生のために使われるものだけでなく、弔慰金や精神的な慰謝激励等の目的で支給されるものについては、社会通念上から収入認定除外」とされている。自賠責保険の「慰謝料」についても、上記の趣旨と同様であると解されるから「収入認定除外」とするべきものとする。

したがって、貴職が次の事項につき地方自治法の趣旨を活用し、関係機関に対する要望や意見書提出等の措置をされるよう求めるものです。

<陳情事項>

生活保護法 63 条に基づく収入認定から慰謝料（精神的苦痛に対する損害）の一定額を収入認定除外とすること。

受理年月日 令和 2 年 2 月 4 日

## 病院船の保有について

陳 情 者 愛知県安城市

社会の歪を鋭く追及 政策提言する世直し集団 一輪のバラの会

代表 加藤 克助

再度、日本にも病院船の保有を求める意見書を国に提出する事に関する陳情

### 陳情の内容

国内ではここ数年自然災害が多発し、多くの国民が被害を受けています。又中国湖北省武漢市から発生した感染症は世界中に広がり、横浜港に寄港するクルーズ船で集団感染が発生しました。この様な多人数の感染症の発生に対処する為、病院船の保有が必要不可欠との意見書を国に提出する事に関する陳情。

### <陳情事項>

ここ数年国内は想定以上の自然災害が多発し、国民から多くの犠牲者を出しました。又中国湖北省武漢市から発生した感染症は日本国内にも感染が広がり、クルーズ船の集団感染は国民のみならず世界各国に強い衝撃を与えました。

このような多人数の感染症の発生や、大規模な災害の発生事態に国が対処できないと、必ず人心の不安から流言飛語、風評被害などが発生します。大規模な災害やパンデミックがある事態に対処する為、病院船の保有が必要不可欠との意見書を国に提出することを求めます。

受理年月日 令和2年3月10日

## 国賓招待について

陳 情 者 栃木県宇都宮市  
及 川 裕 之

習近平の国賓招待を撤回するよう国に意見書を提出するよう求める陳情

### 陳情の内容

1. 中国は、日本の領空に対して、夥しい数の侵犯行為等を繰り返しており、航空自衛隊のスクランブル発進は、年間約 1,000 回に達する。
2. 中国は、尖閣諸島の領海及び接続水域付近に、月間、約 90 隻か、それ以上の公船（武装含む）を侵入させ、威嚇行為を続けている。
3. 中国は、周辺諸国に対して領土侵犯を繰り返しており、特にブータン王国は、中国に領土の 10% 以上を強奪されたと抗議を行っている。
4. 中国は、チベット・東トルキスタン・南モンゴル・香港の各地域において、不当に住民を投獄し、虐待・拷問・強姦・人体実験・強制労働・虐殺等の弾圧を行い、また、ハイテク機器の導入により、住民の監視体制を強化している。
5. 中国は、法輪功学習者・地下キリスト教会信者・ウイグル人に対して、生きたまま臓器を収奪する、いわゆる『臓器狩り』を国家主導で行い、諸外国に対して臓器売買の収益（情報によれば年間 1 兆円）をあげている。
6. 上記 5 の件に関しては 2019 年 6 月、イギリスの民衆法廷において、『有罪判決』が出され、当該裁決により『事実』として認定されている。
7. 中国は、香港の郊外に、「テロ対策訓練センター」という名の強制収容所を建設していると言われ、また、香港人は、デモ参加不参加関係なく、街を歩くだけで不当に拘束されている。
8. 中国は、日本人十数名（公表分のみ）を不法に逮捕し、容疑の詳細も裁判結果も公表せず、長期間に渡って拘束するという重大な人権侵害を犯している。
9. 中国は、過去、46 回の核実験を住民に予告なしで行っており、その結果生じた被爆者に対して、必要な救護処置を行っていない。

10. 中国は、日本の EEZ 内において、無断で海洋調査及び海底資源調査を行っている。
11. 中国は、自らが犯した『通州事件』等の日本人虐殺に関する証拠を隠滅した。
12. 中国は、世界中に、でっち上げの「南京大虐殺プロパガンダ」を展開し、虐殺記念日、記念碑、記念像を設置し、日本の名誉と尊厳を貶めている。
13. 世界各国は、中国が行ってきた非人道的行為に対して、非難を繰り広げる中、日本だけが『国賓招待』という真逆の政策を取ろうとしている。
14. 皇室は、上記侵犯行為及び非人道的行為の内容を知っていても、政治が決めた国賓招待を拒否する権限を有していない。
15. 我が国の象徴であり、日本国民統合の象徴でもある天皇陛下と 21 世紀の虐殺者・習近平が握手を交わす写真は、この先、50 年、100 年と悪用される可能性がある。
16. 政府の国会答弁を何度聞いても、国賓でなければならぬ理由がわからない。会談が必要なら、首脳会談を行えば良い話であって、皇室を巻き込む理由が無い。

#### <陳情事項>

習近平の国賓招待は、安全保障・倫理人道の観点から完全に誤りであり、皇室の政治利用という問題だけではなく、国際社会での信用を失い、日本の歴史に大きな汚点を残す可能性があり、一国民として、到底、容認できない。習近平の国賓招待を撤回するよう国に意見書を提出するよう求める。

受理年月日 令和 2 年 3 月 30 日



## 入国禁止について

陳 情 者 栃木県宇都宮市  
及 川 裕 之

習近平の入国を禁止するよう国に意見書を提出するよう求める陳情

### 陳情の内容

1. 中国は、日本の領空に対して、夥しい数の侵犯行為等を繰り返しており、航空自衛隊のスクランブル発進は、年間約 1,000 回に達する。
2. 中国は、尖閣諸島の領海及び接続水域付近に、月間、約 90 隻か、それ以上の公船（武装含む）を侵入させ、威嚇行為を続けている。
3. 中国は、周辺諸国に対して領土侵犯を繰り返しており、特にブータン王国は、中国に領土の 10% 以上を強奪されたと抗議を行っている。
4. 中国は、チベット・東トルキスタン・南モンゴル・香港の各地域において、不当に住民を投獄し、虐待・拷問・強姦・人体実験・強制労働・虐殺等の弾圧を行い、また、ハイテク機器の導入により、住民の監視体制を強化している。
5. 中国は、法輪功学習者・地下キリスト教会信者・ウイグル人に対して、生きたまま臓器を収奪する、いわゆる『臓器狩り』を国家主導で行い、諸外国に対して臓器売買の収益（情報によれば年間 1 兆円）をあげている。
6. 上記 5 の件に関しては 2019 年 6 月、イギリスの民衆法廷において、『有罪判決』が出され、当該裁決により『事実』として認定されている。
7. 中国は、香港の郊外に、「テロ対策訓練センター」という名の強制収容所を建設していると言われ、また、香港人は、デモ参加不参加関係なく、街を歩くだけで不当に拘束されている。
8. 中国は、日本人十数名（公表分のみ）を不法に逮捕し、容疑の詳細も裁判結果も公表せず、長期間に渡って拘束するという重大な人権侵害を犯している。
9. 中国は、過去、46 回の核実験を住民に予告なしで行っており、その結果生じた被爆者に対して、必要な救護処置を行っていない。

10. 中国は、日本の EEZ 内において、無断で海洋調査及び海底資源調査を行っている。
11. 中国は、自らが犯した『通州事件』等の日本人虐殺に関する証拠を隠滅した。
12. 中国は、世界中に、でっち上げの「南京大虐殺プロパガンダ」を展開し、虐殺記念日、記念碑、記念像を設置し、日本の名誉と尊厳を貶めている。

<陳情事項>

中国が今までに行ってきた行為は、国際法違反、国際人権法違反、国際人道法違反、国際海洋法違反等に該当すると考えられ、その責任は国家主席である習近平にある。

日本国家は、国民の生命と財産を守るため「犯罪者の入国を禁止する」という義務を負っており、外国人犯罪者に日本の国土を踏ませないでいただきたい。

習近平の入国を禁止するよう国に意見書を提出するよう求める。

受理年月日 令和 2 年 3 月 30 日

## 消費税について

陳 情 者 栃木県宇都宮市  
及 川 裕 之

インフレ率 2% を達成するまで消費税を凍結するよう国に意見書を提出するよう求める陳情

### 陳情の内容

1. 財務省の HP 『外国格付け会社宛意見書要旨』 1. (1)には、「日・米など先進国の自国通貨建て国債のデフォルトは考えられない」と明記されており、一部の者が主張する「日本国債デフォルト論」は大ウソである。

[https://www.mof.go.jp/about\\_mof/other/other/rating/pl40430.htm](https://www.mof.go.jp/about_mof/other/other/rating/pl40430.htm)

2. 財務省の HP 『外国格付け会社宛意見書要旨』 1. (2)最終行には、「日本は世界最大の経常黒字国、債権国であり、外貨準備も世界最高」と明記されており、一部の者が主張する「財政破綻論」は大ウソである。

3. 日本国債デフォルトもしくは財政破綻の可能性が少しでもあるならば、日本国債の金利 0% という数字は、市場原理から考えて有り得ない。途轍もない金利高を誘発するはずである。さらに、為替市場におけるドル円のレートが 1 ドル 100 ~ 110 円程度で取引されているのは理屈に合わない。途轍もない通貨安を誘発するはずである。

4. 財務省の HP 『S&P 宛返信大要』 2. (2) 2 行目には、「ハイパー・インフレの懸念はゼロに等しい」と明記されており、一部の者が主張する『ハイパーインフレ論』は大ウソである。

[https://www.mof.go.jp/about\\_mof/other/other/rating/pl40530s.htm](https://www.mof.go.jp/about_mof/other/other/rating/pl40530s.htm)

5. 日本政府は、日本銀行株式の 55% を保有しており、事実上、日本銀行の親会社である。子会社・日本銀行に保有国債の利払い・償還を行う必要はない。さらに、連結決算の概念から考えた場合、日本銀行の資産を政府の資産に計上すべきである。日本銀行の資産を含めて計上した場合、日本政府の資産は、負債の 1,000 兆円をはるかに超えるため、日本はれっきとした黒字大国である。財源が必要なら、増税ではなく、必要分の国債を発行すればよい。

6. 財務省は、政府資産をハッキリと明言せず、負債（借金）の大きさを過度に強調し、増税の

必要性をアピールしてきた。さらに、一部国会議員・経済人・大学教授・メディアまでもが結託し、「財政の健全化」「財政再建」の名の下、国民に不要な増税を押し付けてきた。これは国民を騙しているのと同じである。

7. そもそも、黒字国家でありながらデフレ時に増税する国は日本だけである。世界各国の経済政策を見ても、デフレ時には減税するのが世界の潮流である。
8. 日本のGDPの内訳を見ると、50～60%は個人消費であり、消費税の税率によりGDPが大きく左右される。GDPを増やしたいならば、通常、減税するのが妥当な政策判断である。
9. 日本がこれからデフレを完全に脱却し、真に成長する政策を行うにあたり、インフレ率2%を達成するまでの間、消費税の凍結が必要である。

#### <陳情事項>

20年以上に及ぶデフレを完全に脱却し、経済の再生、雇用促進、所得の向上を図り、真に日本の経済成長を促すため、消費に罰金をかける消費税について、インフレ率2%を達成するまでの間、凍結するよう国に意見書を提出するよう求める。

受理年月日 令和2年4月16日

## 基礎的財政収支について

陳 情 者 栃木県宇都宮市  
及 川 裕 之

基礎的財政収支黒字化目標を撤廃するよう国に意見書を提出するよう求める陳情

### 陳情の内容

1. 財務省のHP『外国格付け会社宛意見書要旨』1. (1)には、「日・米など先進国の自国通貨建て国債のデフォルトは考えられない」と明記されており、一部の者が主張する「日本国債デフォルト論」は大ウソである。  
[https://www.mof.go.jp/about\\_mof/other/other/rating/p140430.htm](https://www.mof.go.jp/about_mof/other/other/rating/p140430.htm)
2. 財務省のHP『外国格付け会社宛意見書要旨』1. (2)最終行には、「日本は世界最大の経常黒字国、債権国であり、外貨準備も世界最高」と明記されており、一部の者が主張する「財政破綻論」は大ウソである。
3. 日本国債デフォルトもしくは財政破綻の可能性が少しでもあるならば、日本国債の金利0%という数字は、市場原理から考えて有り得ない。途轍もない金利高を誘発するはずである。さらに、為替市場におけるドル円のレートが1ドル100～110円程度で取引されているのは理屈に合わない。途轍もない通貨安を誘発するはずである。
4. 地球上の全ての国において「民間収支 + 政府収支 + 海外収支 = 0」という公式が必ず成立する。(誰かの赤字は必ず誰かの黒字になるため)  
「海外収支」については、国際間での協定が存在するため、通常、勝手に変更できない。デフレ時に経済成長の柱である「民間収支」を大幅に伸ばすには、「政府収支」のマイナスを拡大させるしか方法は無い。
5. 複式簿記の概念から考えれば、国債残高は政府にとって負債であるが、国民にとって資産となる。デフレの時こそ国債を発行し、国民の資産を増やし、消費を活性化させ、経済成長を促すため、更なる政府の債務拡大が必要である。
6. 政府が掲げる「基礎的財政収支黒字化目標」は、政府収支をプラスにし、民間収支をマイナ

スにする、根本的に間違った、逆経済政策である。

その結果、日本の GDP はこの 20 年間、諸外国と比較してほとんど伸びていない。

7. 日本政府は、日本銀行株式の 55% を保有しており、事実上、日本銀行の親会社である。子会社・日本銀行に保有国債の利払い・償還を行う必要はない。さらに、連結決算の概念から考えた場合、日本銀行の資産を政府の資産に計上すべきである。日本銀行の資産を含めて計上した場合、日本政府の資産は、負債の 1,000 兆円をはるかに超えるため、日本はれっきとした黒字大国である。財源が必要なら、増税ではなく、必要分の国債を発行すればよい。
8. 財務省は、政府資産をハッキリと明言せず、負債（借金）の大きさを過度に強調し、増税の必要性をアピールしてきた。さらに、一部国会議員・経済人・大学教授・メディアまでもが結託し、「財政の健全化」「財政再建」の名の下、国民に不要な増税を押し付けてきた。これは国民を騙しているのと同じである。
9. 国会が政府にどんな強力な経済政策を要求したとしても、基礎的財政収支黒字化目標が存在する限り、政策は小規模になり、経済政策が効果を発揮することは極めて難しい。
10. 日本がこれからデフレを完全に脱却し、真に成長する政策を行うにあたり、基礎的財政収支黒字化目標は障害となるため、撤廃が必要である。

#### <陳情事項>

20 年以上に及ぶデフレを完全に脱却し、経済の再生、雇用促進、所得の向上を図り、真に日本の経済成長を促すため、緊縮財政の根幹政策である基礎的財政収支黒字化目標を撤廃するよう国に意見書を提出するよう求める。

受理年月日 令和 2 年 4 月 16 日

## 行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市北区

新日本婦人の会 堺支部

代表 高 宮 洋 子

長川堂 いく子

畠 山 久 子

滝 口 和 美

寺 田 絵 美

小 谷 潤 子

### 陳情の内容

私たち新日本婦人の会は、子育て世代から高齢者世代までの各世代の会員が、平和、暮らし、子育て、老後の問題など、女性ならではの様々な問題についての願いや要求を取りあげ、日常的に草の根からの運動を進めています。とりわけもっとも身近な市政に対しては、政令市の権限と財源を大いに活かし、誰もが安心して暮らせる格差のない堺市であってほしいと切実に願っております。

また国に対しても、終息まで長引くと思われる新型コロナウイルス感染などこのような感染症などに対する対策が前進するよう、検査と治療がいきわたるよう医療体制、また生活保障など急ぎ対策・保障を求めてくださるようお願いいたします。

温暖化による異常気象や南海トラフの地震対策など、いつ起こるかかわからない災害から命を守るための施策も引きつづき望みます。

社会保障など堺市の優れた施策はさらに前進させていくよう政令市「堺」の市政が真に市民のための自治体として市民の目に見えるよう「自治体と市民の繋がり強化」「安心・安全の街づくり」「福祉の充実」「子どもの笑顔あふれる町づくり」の実現を願いここに陳情いたします。

### <陳情事項>

1. 国民健康保険料は2020年度、一人あたり平均3,185円値上がりで2年連続となります。大阪府統一保険料になることで、2024年までに毎年上がり最終的に約1万円以上の値上げになります。負担増にならないよう統一保険料をやめさせて、国に公費負担を求めるよう、議会

として要望してください。

2. 今大阪府・市はIR型（統合リゾート施設）カジノを誘致しようとしています。この誘致にたいして賭博であるカジノは依存症が増え、国民の暮らしを壊してしまいます。

また感染症などリスクがあるのには目に見えています。カジノ誘致をストップさせるよう議会として大阪府に強く求めてください。

3. 堺市は「非核都市宣言」をしています。核兵器を世界中からなくし、戦争に加担することのない日本であるよう、政府や世界にむけて「非核の政府を」と発信してください。

また国連の核兵器禁止条約を批准するよう、議会としても国に意見書を求めて下さい。

#### 議会運営委員会審査分

4. 「議会だより」の発行で議会の様子を市民にわかりやすく伝えてください。
5. 「広報さかい」の紙面の充実という回答を毎回くりかえされるばかりですが、傍聴、ネット視聴に限らず広く市民に配られる「議会だより」の発行を検討をしてください。

#### 総務財政委員会審査分

6. 「住民自治基本条例」は大阪府内14市町村で制定されています。情報を集めていくとの回答がありましたが、市民の意思を反映できる住民投票条例を含めた自治基本条例の制定を要望し続けています。現時点の進捗状況を教えてください。
7. タウンミーティング等、市長と市民が直接対話できるような場を設けてください。また「広報さかい」で毎月掲載されていた市長コメントを継続してください。
8. 今大阪府・市はIR型（統合リゾート施設）カジノを誘致しようとしています。この誘致にたいして賭博であるカジノは依存症が増え、国民の暮らしを壊してしまいます。  
また感染症などリスクがあるのには目に見えています。カジノ誘致をストップさせるよう堺市として大阪府に強く求めてください。
9. 行政の責任で進められるべき業務や施策など民営化を進めないでください。現行で民間事業者に委託する際に、個人情報漏洩を防止するために市としてどのような対策をとっているか教えてください。保育・教育・子育て支援・福祉・図書館・公園・文化施設等市民生活にかかわる分野への補助金カットを行わないでください。
10. 連合自治会の自衛官募集のチラシについての回答をいただきました。海外の紛争地に派遣される任務も負わされている自衛官募集のチラシは、市民にとって戦争がより身近に感じられるものです。堺市として住民生活に密着した自治会への広報の依頼はやめてください。
11. 市として自衛隊員募集のために使われる高校3年生の名簿提供は行わないで下さい。
12. 公平公正な選挙は、民主主義の根幹をなすものです。合わせて投票率の向上は喫緊の課題で



す。在宅及び施設入所の高齢者・障害者等投票弱者が、投票権を行使できるように投票しやすい環境を整えてください。公正な選挙を保障するために、過去の選挙での実例のある投開票作業でのミスや投票者へのなりすましを防止する対策をとってください。

#### 市民人権委員会審査分

13. 今回の新型コロナウイルス感染対策を堺市独自で強めてください。またあらゆる危機管理体制、防災や調査・研究費・専門家の配置を国の予算を待たず、市独自の制度を設けて防災に対する予算や人員を増やしてください。
14. 身近に市民の声を聞き、市民へのサービスが行き届くよう市政の窓口が必要です。そのために、もとの出張所のような身近な相談ができる窓口を増やしてください。
15. 広い堺市に公民館が6館では少なすぎます。今高齢者が増え、コミュニティの場づくりが必要です。近くで気軽に集まれる公的な会館を増やしてください。  
また自治会館・校区地域会館など集会所の利用料が高く申し込みが多く、市民が気軽に使うことができません。利用料の補助もしてください。
16. 女性が日常的に安心して集まれる場所が少なく、地域活動もままなりません。女性の社会参加のためにも各区に女性センターを作ってください。
17. 堺市は「非核都市宣言」をしています。核兵器を世界中からなくし、戦争に加担することのない日本であるよう、政府や世界にむけて「非核の政府を」と発信してください。  
また国連の核兵器禁止条約を批准するよう、堺市としても国に対して求めて下さい。
18. 私たちは憲法、とりわけ9条を、守り生かすための草の根の取り組みを日常的に行なっています。政府は今新型コロナウイルス感染対策に乗じて、改憲をと声を上げています。  
しかし今こそ国民にとって憲法を生かす政策が求められています。  
また日本が戦争する国にならないよう「憲法9条」を堅持する立場を示してください。改憲への道にすすまないように堺市としても憲法を守る施策を行ってください。

#### 健康福祉委員会審査分

19. 現在の新型コロナウイルス感染に市民の生活が大きく脅かされています。市民の健康を守る窓口である保健センターの人員を増やし機能を強めてください。
20. 国民健康保険料は2020年度、一人あたり平均3,185円値上がりで2年連続となります。大阪府統一保険料になることで、2024年までに毎年上がり最終的に約1万円以上の値上げになります。負担増にならないよう統一保険料をやめさせて、国に公費負担を求めるよう、堺市として要望してください。
21. 高齢になると、加齢性難聴になる方も多く、特定健診の中に聴力の検診を入れてください。

生活の質を上げ、認知症予防のためにも補聴器をつける方は増えます。しかし高額の補聴器購入のためには、補聴器購入のための助成制度を作ってください。

22. 現在の新型コロナウイルス感染による非常事態にシングルマザー及び年金での一人暮らしの女性など弱者に対して深刻な影響を与えています。堺市独自に利用しやすい経済的な支援策を講じてください。
23. 新型コロナウイルス感染対策を子どもたちが関わる全ての保育園・認定こども園での安全対策と職場の整備を現場の声を聞いて、必要な予算を計上して下さい。
24. 今、失業や在宅ワークが増える中、子どもへの虐待が多いと聞きます。児童相談所・保健所などの指導員を増やし、体制を充実して下さい。また、政令市堺として児童自立支援施設を計画どおり作るよう要望します。
25. 新型コロナウイルス感染自粛の経験で家庭内のDVが多くなっていることが明らかになりました。実態の把握とシェルターなど被害者の安全対策を強めてください。

#### 産業環境委員会審査分

26. 女性の60%が非正規・アルバイトなどです。多くの女性が正規で働き続けられるように市としても就労支援策を講じてください。

堺市としても新型コロナウイルス感染による休業・雇止めに対する支援を強めてください。

#### 建設委員会審査分

27. 堺市においては市内の交通の便が悪く、特に高齢者にとっても区役所・病院・買い物に行くのに移動が不便という切実な市民の声が多く寄せられています。地域の住民の声をよく聞いて、バスなどでの東西交通網の増便・増設をしてください。また乗り合いタクシーの予約を1時間前までと短縮してください。
28. 堺市の水道事業については民営化でなく、検針・料金徴収業務も含み堺市の責任で運営してください。水の安心・安全は市民生活及び生命に直結するものであることから、安心・安全な水の安定供給については行政が責任をおうべきであり、絶対に民営化しないでください。

#### 文教委員会審査分

29. 憲法、教育基本法、子どもの権利条約に基づき、子どもの健やかな成長を保障する教育を、将来を担う子どもたちが生き生きと成長できるように子ども施策を充実させて下さい。
30. 新型コロナウイルス感染対策を子どもたちが関わる全ての幼稚園・小学校・中学校・高校・学童保育での安全対策と職場の整備を現場の声を聞いて、必要な予算を計上して下さい。
31. 中学校給食の全員喫食導入に向け、「中学校給食検討懇話会」で協議が進んでいることは大

きな前進です。センター方式はやめてください。自校方式・親子方式で安心・安全な給食を望んでいます。給食費の無償化と併せて前向きに検討して下さい。

32. コロナウイルス感染による小学校の臨時休校中も子どもの食が心配です。希望者には給食が配給出来るよう要望します。
33. 4月から西区と中区の「のびのびルーム」21校をプロポーザルによる事業者に変更しましたが、プロポーザルのやり方は見直して下さい。管理運営体制・人員確保と育成方針・運営プログラムなど子どもたちにとっての安全体制を今後も市の責任で管理するよう要望します。
34. 学校再開に向けての準備と学習支援体制の充実を求めます。  
すべての学校園と職員の新型コロナウイルス感染防止対策のため、少人数での学級や感染対策に必要な予算を計上して下さい。堺市として分散登校や園庭・校庭開放の実施など子どもの教育や心身のケアの保障をして下さい。
35. 公立幼稚園の順次廃園については、撤回して下さい。地域の子育て支援の拠点として機能を継続させるため、全ての公立幼稚園を存続し、全園での3年保育と預かり保育の実施を要望します。
36. 災害時の避難所になる体育館や未設置の特別教室へのエアコン設置を早急を実施するよう要望します。
37. 就学援助の受付延長に伴い、誰でも受けやすいように周知して下さい。中学校給食の適用も早急に要望します。高校生への給付型就学援助金を拡充して下さい。

受理年月日 令和2年5月11日

## 新型コロナウイルス感染症対策について

陳 情 者 堺市中区  
堺市内民商連絡会  
会長 福 山 征四郎  
堺北民主商工会  
堺東民主商工会  
堺南民主商工会  
美原狭山民主商工会

新型コロナウイルスによる経済危機に際し国保料引き下げ、  
減免拡充や傷病手当創設などを求める陳情書

### 陳情の内容

新型コロナウイルスの感染拡大のもと、連日のご奮闘に心より敬意を表します。

多くの中小業者が営業と生活を脅かされ、「戦後最大の危機」と言われる状況になっています。国保加入者の命と健康を守るため貴職として、国保料の引き下げや減免など必要な措置をただちに講じていただくよう強く求め、以下を陳情します。

### <陳情事項>

1. 国保料値上げの原因になっている「国保府内統一化」をただちに中止するよう議会として府に求めること。

### 健康福祉委員会審査分

2. 新型コロナウイルスによる経済危機の下、国保加入者にさらなる負担を強いるのはあまりに酷である。ただちに法定外任意繰り入れや財政調整基金を活用し、国保料を大幅に引き下げること。
3. 新型コロナウイルスの影響で事業収入等が前年より3割以上減少した世帯に市町村が国保料

の免除・軽減を実施した場合（今年2月納期の国保料に遡って行うことも可能）、国が全額財政支援することが決定された（4/8付厚労省事務連絡）。これに基づき、堺市として条例や規則などを整備し、新たな減免制度を創設し、遡及して適用すること。実施にあたっては、添付書類を含め手続きを簡素化し、決定通知書発送時に申請書を同封して積極的に申請を促すこと。感染拡大防止のため、窓口に行かなくても申請できるようにすること。

4. 新型コロナウイルスに感染もしくは感染した疑いのある被用者（給与所得者）に市町村が傷病手当を支給した場合、国が全額財政支援することが決定された（3/10付厚労省事務連絡）。これに基づき、堺市として条例や規則などを整備し、傷病手当を創設すること。当然、創設にあたっては、被用者だけでなく全ての国保加入者に傷病手当を支給すること。制度を周知徹底し、窓口に行かなくても申請できるようにすること。

5. 感染拡大の防止には、医療へのアクセスを保障することが必要である。国民健康保険の短期証の留め置きは中止し、資格証明書になっている世帯を含め全ての世帯に保険証を郵送すること。資格証明書による受診であっても保険証とみなし対応すること。2. の免除・軽減対象者には、一部負担金についても免除・減額を適用すること。

6. 新型コロナウイルスの影響を受け、国税、地方税、社会保険料では、「納税猶予」等の特例措置（無担保かつ延滞税なしなど）が実施された。国保でも、これらと同等の措置を講ずること。事態が収束するまで滞納処分は行わないこと。

受理年月日 令和2年5月12日

## 行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市南区  
藤 村 光 治

### <陳情事項>

#### 議会運営委員会審査分

1. 堺市の議員の給料を5割に議員が決めてください。（大阪府は府議会が議員報酬を5割にしました）
2. 議員提出議案第1号の改正は議会運営委員会で決めました。市民の声を聴いて改正が正しいです。議会は83万人の声を聞いて、改正してください。少数議員の意見も取り入れてください。
3. 視察旅費について、会派視察費用は自己負担にするべきです。（議会運営委員会で決めたために）77,210円1泊2日議員47人で361万円です。職員も要ります。  
常任委員会視察1泊2日  
特別委員会視察1泊2日  
視察旅費について1人40,000円あとは自己負担で、市民の為に進めてください。  
市民は自殺・失業・平均給料400万円、アルバイトなし、大学、高校やめます。貧困子ども、6人に1人です。視察は1人2回に進めてください。
4. 国勢調査8月から10月までします。議員の定数をかえてください。（堺区1,000人多く2人、南区1,000人少なく1人、市議堺区9人、南区8人）

#### 総務財政委員会審査分

5. 堺市の広報は「コロナの発生源の情報」を市民に知らせてください。  
①西警察で1人が「コロナ」かかりました。2週間職員やすみました。中区で発生しました。
6. 堺市の市民1人当たり100万円借金があります。行政改革は9年間1,000億の借金をふやしました。職員の手当、地域手当21億円で1人当たり37万円です。地域は堺市に住んでる人です。又時間外手当16億円です。堺市なら帰れます。福利厚生でも（日本一番のお金です）。だから民間で出来ることは民間に進めてください。

7. 地域手当・時間外をなくし、職員は6,000人、定年は65才（給料70%）出来ます。

区役所は民間に進めてください。

8. 高度情報化の急速な進展などに伴い堺市はICTイノベーション推進室、ICT政策担当、ICT推進担当、情報インフラ担当ができました。

だから決算と予算作成のPDCAサイクル強化とそのプロセスの見える化、特別会計との連結を見据えた受益と負担の関係の明確化。数字だけではない中長期的な堺市のあり方の提案。堺市財政見える化を進めてください。

9. 地元建設業者の支援策として、地域内で発注を進めてください。

#### 市民人権委員会審査分

10. 災害時の対応について、大阪北部地震、台風21号により、大きな被害がありました。

①1人暮らし、高齢者、相談

②障がい者、相談

障がい者の家族の自助共助ができるように公助を推進し、各行政区でも具体的な対策を進めてください。

11. 区民評議会委員に若者が参加できる仕組みにしてください。

12. 新型コロナウイルスについての差別がない堺市に進めてください。

①高齢の施設

②放課後デイ

③障害者の施設

#### 健康福祉委員会審査分

13. 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう介護・健康・福祉・医療など地域の近くにを進めてください。

認知症は2020年全国292万人です。堺市は早期発見・早期治療が重要です。地域が必要です。

認知症は高齢者 65歳以上では10人に1人

85歳以上では4人に1人

しかし、もちろん若年者にも増えています。

又、ひとり暮らしの高齢者が多くなりました。堺市は市民に病院での成年後見制度、権利擁護サポートセンターなどの支援制度の説明会を進めてください。

14. 堺市は高齢者の1人暮らし、亡くなります。地域の対策を進めてください。認知症高齢者の介護や対応方法を家族に、家族で介護をしているが負担が大きい、行政が「たすける」進めて

ください。

#### 産業環境委員会審査分

15. ごみの回収は生活ごみは、家庭から出る生ごみなど週2回無料で回収しています。しかし今回は「コロナ」で家庭ゴミが増えて、市民はありがたいです。6月までますます増えます。市民に、資源ごみ・缶・びん・プラスチック・ペットボトル・金属の分別方法を知らせてください。
16. 働き方改革関連法が2019年4月1日から施行されました。大阪働き方改革推進で大阪を元気にするために働き方改革を進めてください。
  - ①労働条件が確保され安全に働くことができる職場の実現
  - ②安心して働き続けられる職場環境の整備
  - ③誰もが活躍できる良質な雇用機会の確保
17. 地元建設業者の支援策として、住宅リフォーム助成制度を進めてください。

#### 建設委員会審査分

18. 堺市・都市計画は生活・子ども・安全に住める子育てのまちに進めてください。

堺東・堺・大小路、東西バスは180円に進めてください。道路は自転車の道の整備を進めて古墳（大仙古墳）に無料の置き場。しかし自転車は有料です。大学病院も含めた健康でくらするまちにしてください。
19. 田園公園と三原公園の代わりに新しい公園の整備を進めてください。
20. 水道局は民間に進めてください。

#### 文教委員会審査分

21. 堺市は中学校の給食を2021年4月検討してください。
  - ①堺市子育てのまちです。（女性も働く）
  - ②6人に1人は貧困です。（朝など食べない人）栄養士など、安心・安全・学校にきたら食べる。行政と民間（中学生徒2万人）十分に適正に出来ます。令和元年から10月に給食費を上げました。今はしばらく給食は無料に進めてください。（堺市）

受理年月日 令和2年5月13日



## 障害者施策等の充実について

陳 情 者 堺市堺区  
藤 田 富美子

### 陳情の内容

私は、視力障がい者です。普段は1人で家にいます。最近大型台風や地震などの災害時に避難指示が出た時のことが不安でたまりません。災害時の避難に関して、障がい者が安全に避難出来ること、また安心して避難所生活ができるために、以下のことを陳情いたします。

### <陳情事項>

1. 視力障がい者に対する防災対策、ハザードマップ等はどうなっているかを教えてください。
2. 避難指示が出た時に、障がい者が安全に避難できるためのサポート体制について、取り残される障がい者をなくすための対策を教えてください。
3. 避難所での生活で最も不安なことは、洗面トイレの使用についてです。市内各所に指定されている避難所に障がい者が安心して使えるトイレの設置があるかどうかの調査をして下さい。そしてすべての避難所に障がい者用のトイレの設置をしてください。
4. 現在堺市内に障がい者が安全に安心して避難生活ができる避難所があれば、ハザードマップ等に明記して下さい。

受理年月日 令和2年4月1日

## 障害者施策等の充実について

陳 情 者 堺市東区  
堺障害者児団体連絡協議会  
代表幹事 千 田 勝 夫

### 障害者（児）施策の充実をもとめる陳情書

#### 陳情の内容

平素より障害者（児）施策の充実のため、ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。堺障害者児団体連絡協議会（略称：堺障連協）は、障害のある人や子どもたちが堺の街で健やかに育ち、豊かに暮らし続けることを願い、日々障害のある人の生活と健康を守る活動をしております。

この間の新型コロナウイルス感染については、これまでに経験してこなかったことが一挙に押し寄せてきました。国による緊急事態宣言とその後の延長、学校の休校、保育所の休園、外出の自粛、福祉サービス利用の自粛などの急速な日常の変化とそれに呼応しての感染拡大予防に向けて、障害者と家族は一人ひとりができる限りのことをおこなっています。

また堺市におかれましても、医療機関や入所施設、児童施設へのマスクや消毒液配布、通所事業所や医療的ケアを必要とする人への消毒液配布、また国の障害福祉サービスの臨時的取扱いに基づく事業所への迅速で柔軟な適用などの対応に感謝いたします。また保健所や医療機関においては連日休む間もなく、一層緊張度の高い懸命のとりくみをされていることと思います。

同時に福祉を必要とする障害をもつ人やその家族も、大きな不安と緊張をかかえ、日々の生活を支えています。通所事業所の利用自粛や、短期入所の利用自粛は、事実上在宅にて障害のある人を24時間全面的に支援を行っています。そうしながらも「もし、障害者本人が感染したらどのように治療がなされるのか」「もし、介護者である家族が感染したら本人はどうなるのか、誰が支援をおこなうのか」「グループホームで感染があればどうなるのか」「ロングショートの人々の健康は守られているのだろうか」などの不安は、感染拡大の状況からすると、現実を考えておかないといけな問題になってきているととらえています。

今回は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う、障害のある人と家族の現在の状況や悩みをぜひ共

有していただき、長丁場になるであろうこの状況を今後とも展望を持って暮らしていけるようにも考えていただければとの思いで陳情いたします。

最も困難な人が支援からもれることなく、輝いて暮らせることを強く要望し、以下の項目についてのご検討をよろしくお願いいたします。

#### <陳情事項>

##### 市民人権委員会審査分

1. この間の自粛生活の経験は、災害時を想定すると一層困難な課題が見えてきています。福祉避難所（食料品や生活備品の備蓄、衛生用品の備蓄、感染症対策、支援体制など）の充実を図っていくよう具体化をお願いします。

##### 健康福祉委員会審査分

2. 自粛による在宅生活は、障害のある本人の生活リズムやストレスに影響をしています。  
一方で、感染をしないかという不安も大きく、葛藤と苦悩の日々を過ごしています。  
休校・休園期間中、通所サービス・ショートステイなどの自粛期間中の在宅での困りごとや相談事を十分におこなっていただける体制をとってください。場合によっては、緊急的な対応がとれるようにしてください。
3. 医療的ケアの必要な人への衛生用品が、適切に確保できるようにしてください。
4. 「疾病や感染防止策」を各事業所が正しい情報で適切な対応ができるよう、継続した情報提供や専門家から見たチェック（点検表）と指導をおこなってください。
5. 各事業所の衛生用品が途切れることのないよう、公的な支援（配布・確保等）をおこなってください。
6. 実際に障害者本人が感染した場合、どこで誰が治療と支援をおこなうのでしょうか。可能な限りの最善の治療が受けられるよう、配慮や支援を含めた治療環境づくりと支援体制の検討をお願いします。
7. 家族が感染した場合、本人が安心して生活を継続できるよう検討をお願いします。
8. 障害者本人や家族が濃厚接触者となった場合や感染の疑いのある場合に PCR 検査が迅速に受けられるようにしてください。
9. 濃厚接触者となった場合に、通所もできない、ショートステイも利用できない、家族支援も困難であるというケースが考えられます。支援の場（どこで）の検討や支援体制（誰が）の検討をお願いします。
10. 一定の収束がみられ、通常の生活に戻るときに、感染予防策を継続しながら通所事業所や居宅事業所がスムーズに再開できるよう、当面の事業所へのさまざまな制度運用の配慮や衛生用

品配布などを継続してください。

11. 児童発達支援センターに通う子どもも大阪府の図書カード配布の対象にしてください。
12. 肢体不自由児でリハビリを受けている病院でも外来は自粛となり、訪問リハビリのみでリハビリ時間が少なくなっています。身体の左右差や筋緊張緩和のため、療育相談や療育方法について、オンラインなどによるアドバイスを検討してください。
13. 療育のための分散登園や園庭開放などを検討してください。
14. 障害があると感染を予防する行動がとても難しいです（他者との距離、理解力、こだわり行動など）。登園・登校等が再開したあともこの不安はあり、専門家の指導やアドバイスをお願いします。
15. 放課後デイサービスは、個別ニーズに応え、長時間の支援をおこなっている事業所もあり、スタッフが疲弊しています。事業継続ができるよう、柔軟な制度運用など、実情に見合った公的な支援を図ってください。

受理年月日 令和2年5月11日

## 子育て支援施策等について

陳 情 者 堺市北区  
堺保育運動連絡会  
会長 山 部 聡

こども園・保育園等、子育てに関わる新型コロナウイルス感染症に対する支援を求める陳情書

### 陳情の内容

日頃より保育・子育て支援行政へのご尽力に感謝申し上げますとともに、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策に市をあげてのご奮闘、心より感謝申し上げます。

感染拡大により、こども園・保育園では原則休園が続き、必要最小限の保育が行われています。家庭で我が子の子育てをされている方からは、仕事の心配や、大人も子どももストレスが溜まってきている現状を聞きます。また、保育に従事する者からは感染のリスクと隣合わせの現場で神経を擦り減らしていたり、必要な備品が揃わないという声を耳にします。

コロナウイルス対策では寝屋川市・大東市・吹田市などは既に、支援策を打ち出しています。つきましては、堺市議会としても、子どもたちや、その保護者、保育従事者の命と健康を守り、生活を維持するため、政府の指示や施策を待つことなく、また財政困難を口実にせず、堺市独自の判断や一歩前に出た積極的な施策を行うことを求め陳情します。

### <陳情事項>

1. 保育の現場で働くものは最大限の感染症対策を講じながら日々、保育に従事していますが子どもと接する仕事柄、三密を防ぐことが困難な状況もあり、常に感染と隣り合わせで神経を使いながら保育をしています。そんな中、福岡市では独自の緊急経済対策の中に、「緊急事態宣言の期間中、感染リスクのあるなか、市民のために業務に従事している職員」を対象として特別給付金の支給をおこなうことに決めました。堺市でも同じく感染と隣り合わせの仕事に携わる医療従事者をはじめ保育士・介護従事者・斎場関係者など、感染の危険を冒しながらも業務に従事せざるを得ない人への「危険手当」の支給を行ってください。

2. 万が一、こども園や保育園などでコロナウイルス感染症が出た時、保育の対象となる医療従事者・警察、消防、介護施設等に勤務し、社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方などのお子さんについては市が責任を持って、保育の確保をしてください。
3. こども園・保育園などの施設での感染症対策の為の、マスク・消毒用アルコール液・ハンドソープなど、少しずつ市場に出回ってきましたがなかなか手に入らない状況です。ある保育士は施設より配られた不織布のマスクを洗剤で洗い、使い回しをしている話も聞きます。市で供給元を探索しその確保に努め、各施設へ提供してください。
4. 大東市では保育所・認定こども園・小規模保育など0～2歳児の保育料を7月まで無償化。吹田市ではひとり親世帯（児童扶養手当受給世帯）に5万円を支給。保育所・認定こども園・幼稚園など3歳～5歳の給食費を11か月分、月額上限6,000円まで無償化。寝屋川市でも児童手当を1万円、市独自で補助。保育所・認定こども園の年内、給食費の無償化など、他市では子育て支援策が続々と打ち出されています。堺市でも同じように実効性のある子育て支援策を打ち出してください。

受理年月日 令和2年5月13日

## 公立幼稚園について

陳 情 者 堺市北区

公立幼稚園の存続と充実を考える会

呼びかけ人幹事 乾 房 代

竹 本 優 子

階 元 知 子

西 村 智 美

甲 斐 朋 子

### 陳情の内容

堺市では、保育園における3歳児の待機児童が多数発生しているため、公立幼稚園において3歳児からの預かり保育を実施し、待機児童解消の役割も担えるようにすべきとの声が高まっています。ところが、堺市は『堺市幼児教育基本方針改訂版(案)』を公表し、現在ある9つの公立幼稚園のうち、第一幼稚園を2020年度末、北八下幼稚園、登美丘東幼稚園、八田荘幼稚園、東陶器幼稚園の4園を2022年度末に閉園するとしています。

北区は最も待機児童が多く、北八下校区は金岡南校区、金岡校区に次いで児童数の割合が高い地域であり、八田荘幼稚園についても利用児童が増えている地域です。また、幼稚園・小学校・中学校が切れ目なく連携することが重要とされるなか、北八下地域はもとより、各校区の教職員、保護者、住民らはこれに応え、ともに協力し連携して教育環境の充実に取り組んできました。廃園表明は、地域のこういった努力を踏みにじるものと言わざるをえません。

また、今般の方針案では、『研究実践園』として三国丘、白鷺、津久野、みはら大地の4つの幼稚園だけを残し、2021年度から3年保育と預かり保育(みはら大地は預かり保育のみ)を実施するとしています。それであるならば、待機児童の解消と幼保連携が重要とされている時ですから、すべての公立幼稚園を残し、すべての公立幼稚園で3歳児からの預かり保育を実施するのが筋です。『研究実践園』を三国丘、白鷺、津久野、みはら大地の4園に絞る理由が示されておらず納得できません。

さらに、堺市は2007年にも『公立幼稚園全廃』を表明しましたが、これに反対する市民が、同年8月議会に22万6,484筆の署名を添えて陳情書を提出。これにより廃園の実施を棚上げさせ、

市との間で『今後、廃園については住民の合意を得ること』という確認を交しています。今回、地域住民に対して事前に何の説明もされておらず信義にも反するものです。

よって、以下の陳情を提出するものです。

<陳情事項>

1. 『研究実践園』というならば、各行政区にある公立幼稚園のすべてにおいて幼児教育のセンター的役割を担わせることを基本にすべきです。したがって、北区や中区の公立幼稚園も研究実践園として残し実施してください。
2. 給食を実施するとともに、駐車場など施設の整備・充実をはかってください。

受理年月日 令和2年5月13日



## 放課後施策について

陳 情 者 堺市北区  
堺学童保育連絡協議会  
会長 藤 田 実乃理

### 陳情の内容

平素は堺市の放課後児童健全育成事業（以下、学童保育事業）にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大の予防のため、休校措置が3ヶ月間にも及んでいて、子どもたちの居場所の確保のためののびのびルームでは、いわゆる3密の状態にならないように工夫しながら、子どもたちの健康と命を守るたたかいが続けられています。

これから、感染症の拡大が抑えられて、休校措置が解かれ、分散登校などの方法で学校が再開されたとしても、十分な施設、設備がないのびのびルームでは、子どもたちの健康と命を守るたたかいが続けられます。

今こそ、のびのびルームの役割を再確認して事業内容の見直し、改善、充実をすすめてください。

実施主体である堺市としての責任を果たしていただくように、以下の項目を陳情いたします。

これまで、陳情内容に対して具体的ではない、また、回答がない箇所がありました。真摯に陳情内容への回答をお願いします。

### <陳情事項>

#### 健康福祉委員会審査分

1. 子どもたちが放課後、休日を過ごせる児童館を校区ごとに建設してください。

今回の休校措置や外出の自粛において、子どもたちの体と心は変調をきたしています。昼間、保護者が就労や疾病のために家にいない家庭の子どもたちを対象にのびのびルームは運営されていますが、全児童対策として、放課後ルームだけではなく、児童館を作って地域の中で子どもたちの活動の場をつくってください。

## 文教委員会審査分

### 2. のびのびルームに衛生用品を配布してください。

こども用、指導員用のマスク、消毒液、ハンドソープ、ペーパータオルなどを児童数に応じて配布してください。

### 3. のびのびルームへの情報提供を迅速に行ってください。

今回の休校措置や児童の受け入れについて、堺市からの発表を現場では確認する術がありません。のびのびルームにICT化をすすめてください。そのための予算を確保してください。

### 4. のびのびルームは専用施設を確保して支援の単位ごとに運営してください。

今回の新型コロナウイルスの感染拡大の予防で3密を避けるためにも大規模化を早急に見直してください。専用施設の確保を早急にすすめて、支援の単位ごとの運営ができるようにしてください。

### 5. 保育環境を整備してください。

保育環境の整備について、3月に陳情して「設置年数を考慮した上で順次更新するとともに、緊急の場合は必要に応じて対応しています」と回答をいただきました。23年間、同じカーペットが敷かれている教室でこどもたちが活動しているルームがあります。施設、設備の更新の計画を示してください。

### 6. 利用率について

大規模化につながる利用率による定員設定を廃止してください。

### 7. 指導員について

3月の陳情で「指導員の処遇改善は課題であると認識しており、今後も予算の確保に努めます」と回答をいただきました。今回の新型コロナウイルスの感染拡大の予防のために現場の指導員は最善の努力を行ってくれています。指導員の献身的な頑張りに見合うように、処遇改善を急いでください。

### 8. 指導員の研修について

時間、空間、仲間を保障する保育内容が実践されるように指導員の研修活動を充実させるための予算を増額してください。

### 9. 保育内容について

こどもたちの放課後はこどもが主体者です。「子どもの権利条約」の意見表明権の保障など、こどもたち自らが構築できるようにしてください。そして、一時的に専用室に詰め込まれて、ギューギュー詰め状態は子どもの最善の利益を保障しているとは言えません。教材費の増額、施設・設備の確保、拡充を行い、こどもたちがゆったりと活動できるようにしてください。

### 10. 運営事業者の選定について

2020年4月、中区と西区で運営事業者の変更がありました。時に、新型コロナウイルスの感染拡大の予防のための休校、そして、児童の受け入れなどで現場は大変、混乱して十分な引継ぎも行えなかったのではないのでしょうか。3月の陳情では具体的な回答がありませんでしたので再度、陳情させていただきます。

(1) 3年ごとの運営事業者選定を見直してください。

指導員は3年ごとに雇用がリセットされる可能性があり、長期的な安定はありません。堺市は、保育の継続・蓄積、指導員と子ども・保護者との信頼関係の構築と3年ごとにすべてがリセットされる可能性についてどのようにお考えですか。ご回答ください。

(2) 選定方法を見直して公開してください。

前回の陳情書で選定方法に対して見直しを求めましたが堺市は「率直な意見交換、意思決定の中立性の確保」から非公開とされました。「堺市プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会規則」を見直して、選定委員に利用児童の保護者を選出してください。

(3) 参加資格審査を厳正に行ってください。

仕様書の受注者の責務として「労働関係・社会保険関係の法令等を遵守し、業務従事者に対し使用者としての責任をすべて果たすとともに、適切な教育指導と指揮監督に努めるものとする」とあります。今回の選定において参加資格の確認を厳正に行って、労働関係・社会保険関係の法令等を遵守していない事業者は選定から排除してください。

(4) 保護者への説明責任を果たしてください。

3月の陳情に対して「速やかに利用保護者への説明を行うため、各区役所を会場として3～4回説明会を実施した」と、回答をいただきました。会場と時間帯ごとの参加者数をお示しくください。

(5) 運営事業者の自己評価

運営事業者の自己評価を公開してください。

11. 決算報告について

堺市として事業費において、適正ではないと判断するのはどういう場合ですか。ご回答ください。

12. 放課後児童対策事業の評価と再構築について

「のびのびルーム、堺っ子くらぶ、放課後ルーム」の3事業の再構築について年次計画を示してください。

受理年月日 令和2年5月13日

## 放課後施策について

陳 情 者 堺市北区  
百舌鳥小学校のびのびルーム保護者会  
代表 堰 口 良 太

百舌鳥小学校のびのびルーム・放課後ルームにおける諸問題について

### 陳情の内容

新型コロナウイルスの感染拡大、市内小中学校の一斉休校、緊急事態宣言の発令など昨年度末から3か月以上にわたって異常な事態が続いています。

こういった社会状況の中で、働く保護者を支えるのびのびルーム・放課後ルームといった放課後対策事業が、学校と並ぶ非常に重要な社会基盤であることが改めて示されたのではないかと思います。

図らずもその重要性が示された放課後事業をこの機会に見直し、改善していかなければなりません。

私たちは従来から、詰め込みの解消、指導員の確保・処遇改善、放課後事業ののびのびルームへの統合を要望してきましたが、これらは今回の新型コロナウイルス対策そのものです。何卒、以下の陳情項目に耳を傾けていただき、真摯にご対応いただきますようお願いいたします。

### <陳情事項>

#### 1. 新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応について

- (1) マスク、消毒液、手洗い用泡石鹸、ペーパータオル等の衛生用品について、全ての利用児童及び指導員に行きわたるだけの十分な量を、当該物品の入手が難しい現状に鑑み、事業者任せではなく、堺市が用意してください。
- (2) 今後、学校が少しずつ再開し、保護者が在宅勤務から通常の勤務形態に戻るにつれて、のびのびルーム・放課後ルームの利用者数が増加するものと考えられますが、その際に3密にならないよう、現状の臨時的措置である1教室20人の基準を維持し、なおかつその単位毎

に運営を行い、可能な限り感染リスクを低減させてください。

- (3) 自らも新型コロナウイルス感染のリスクを負いながら、社会の基盤を守るため、子ども達の命を守るため、日々神経をすり減らしながらルームを運営してくださっているのびのびルーム・放課後ルームの指導員に対して危険手当などその仕事内容に見合うだけの処遇を行うよう求めてください。
- (4) 学校の臨時休業等の情報と放課後事業の受入れ形態等の変更の情報は密接不可分であるにも関わらず、この度の一連の対応では、放課後事業の情報が遅れて発信されることがほとんどであったため、保護者の間で大きな不安と混乱が起きました。今後は前記の両情報を同時に発信するよう求めてください。
- (5) 今回、情報発信のほとんどがインターネット上で行われましたが、のびのびルーム・放課後ルームとも PC、インターネット環境がなく困っているようです。のびのびルーム・放課後ルームともにインターネット環境を整備するよう求めてください。
- (6) 百舌鳥小学校の放課後ルームは4月から運営事業者が変更となりましたが、この新型コロナウイルス騒動の中、十分な引継ぎが出来たのか、どのような形で引継ぎを行ったのか確認してください。

## 2. 今年度ののびのびルーム・放課後ルームについて

- (1) のびのびルーム・放課後ルームについて、それぞれの令和2年度の当初利用申込者数、定員、利用率、直近の利用登録者数を確認してください。
- (2) のびのびルーム・放課後ルームについて、新型コロナウイルス感染拡大に伴う臨時的措置がとられる前の令和2年度の使用教室を確認してください（昨年度は、のびのびルームについては専用2教室、生活科ルーム2、少人数教室、会議室の計5教室。放課後ルームについては図書室）。

## 3. 指導員不足について

- (1) 令和2年度の百舌鳥小学校のびのびルームにおける基本配置数と配慮を要する児童への対応のため追加配置している指導員（以下、「加配指導員」と言う）の配置数を確認してください。
- (2) 令和2年3月19日審査の陳情において、指導員不足の原因について、「現在の雇用情勢により、社会全体に人手不足感が高まっていることが一因と考えています。」との当局回答がありましたが、この現状に対してどのような対策をとっているのか確認してください。

## 4. 百舌鳥小学校の新校舎が今年度の2学期から供用開始となることから、少なくとも令和3年度から放課後事業をのびのびルームへ統合するよう要望してください。

受理年月日 令和2年5月13日

## 放課後施策について

陳 情 者 堺市北区  
堺市立新金岡小学校のびのびルーム保護者会  
会長 東 剛

### 陳情の内容

コロナウイルスによる緊急事態宣言発令の中、堺市の放課後児童対策事業にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

私たちは、学童保育所（のびのびルーム）へ子どもを預け、働きながら子育てをする保護者です。私たちにとって学童保育所は、保護者が安心して働き、子育てをするために、必要不可欠な場所となっています。

しかし、平成 28 年に実施された堺市放課後児童対策事業管理運営業務に係る公募プロポーザルでは、利用者や関係者の声も一切聞かず、公募による事業者選定が行われました。その結果、あるルームでは、指導員の入れ替わりにより大きな混乱が生じ、子どもたちや保護者に不安を与え、未だにそれらの問題が解決されないまま、再び今年度秋に事業者選定が行われました。

現状でさえ、子どもたちの生活の場にふさわしい施設設備（特に感染予防に対して）が確保されていないこと、子どもたちの生活や安全に直接責任を負う指導員に関わる勤務・労働条件が十分でないこと、継続的かつ安定した保育が困難な状況となっていることなど、子どもたちの安全で健全な成長が保障されていません。

学童保育事業の拡充は、働く親たちの切実な願いであるだけでなく、のびのびルームの保育や保護者会活動を通し、子ども同士や指導員・保護者と地域とのつながりを深め、地域の子育て支援にも大きな役割を担っています。

プロポーザルによる 3 年限定の保育や事業費削減のための安上がりな保育ではなく、のびのびルームを守り、発展させることで政令指定都市堺市が「安心して子どもを産み、子育てしやすい町」と実感できるように、「子育て推進都市堺」「自治都市堺」の名に恥じない施策としてください。

私たち保護者会は、堺市の未来の宝である「子ども」たちの健やかな成長と発達、安全で豊かな放課後の生活を保障するために下記の事項について陳情いたします。

## <陳情事項>

### 1. プロポーザルによる事業者選定と決定について

子どもたちにとっての『より良い運営』に必要とされることは『より良い企画提案による運営事業者の選定』でなく、いちばん身近な存在である指導員との継続的な関わりや、放課後の大切な居場所である施設環境の充実であると考えます。また委託内容についても『事業者の指導員の確保や子どもたちへの影響を考慮し、現在は3年間』と回答がありますが、3年間の根拠が曖昧であり、事業者が変わることによって指導員の雇用が不安定になり、その結果、子どもたちとの継続的な関わりができなくなる可能性があります。3年の期間限定であるプロポーザルを取りやめ、堺市が責任をもって、これまでの管理運営の経験を生かし利用者や関係者、市民の声に耳を傾けることでより良い事業の実施を推進してください。

### 2. 指導員の配置について

令和元年8月の全利用者対象のアンケート結果によると、ルームに期待している事は88%が『放課後の安全安心な居場所』と回答があります。一昨年から実施された利用率による組織数計算方法の変更により、指導員配置が2名減っています。そのため、ルームでの保育環境に大きく影響し、子どもたちの安全が脅かされています。特に、夏休みの期間は利用時間が長いことや、近年増加している異常気象により、子どもたちの安全面を考える上で、現在の指導員配置では十分とは言えません。また、利用率だけではなく突然の保育利用にも対応している現状があります。利用率だけによる無理な指導員配置を取りやめ、子どもたちの安全を第一に考えた指導員配置へと、基準を見直してください。また、新金岡小学校の校庭は面積が広いので、子ども達の遊びの安全を確保するために、施設に見合った指導員配置の見直しをお願いします。

### 3. 指導員の処遇改善について

毎年増え続けるのびのびルーム入所希望者に対して、指導員不足が深刻な問題となっています。前回陳情の回答では『指導員の処遇改善につきましては、課題であると認識しております』『予算の確保に努めていきます』とあります。何より、コロナウィルスにて緊急事態宣言が発令されている中でも、児童の受け入れを継続しており、お互いに感染のリスクを抱えながらの保育を行っています。感染予防について、アルコール消毒は国からの支給はあったものの、マスクに関しては指導員が手作りを行って対応しているのが現状です。医療・保育関係などの就労世帯を支えている学童保育の現場にも、優先してマスクを支給して頂けるよう要望いたします。

また、国や大阪府が指導員の処遇改善のための予算を計上していることを踏まえ、堺市としても早急に指導員の処遇改善に向けて予算を計上した上で、その処遇改善が実現できるよう、指導員確保のための改善策を早急に実施してください。そして何より現場で働いている指導員

の声を聞いてください。

#### 4. 設備及び定員問題について

指導員配置が減る一方で、昨年度からの利用率による定員設定により、定員が大幅に増加し、現場では、子どもたちの受け入れ体制に混乱が生じています。新金岡のびのびルームの利用者は近年増加傾向にあり、大規模マンションが完成と府営住宅の建て替え工事に伴い、子育て世帯の増加が見込まれます。入所を希望するすべての子どもたちを安全に受け入れることができるよう、利用率による無理な定員設定の廃止をお願いします。また、近年の異常気象（暑さ）に対してルームの外壁部にミストの設置と、砂や砂利など教室内の清掃を掃除機で行うも、すぐに掃除機が壊れてしまう為に業務用掃除機の設置など、十分な対策と設備を整えてください。

#### 5. AED の設置について

現在、ルームには AED が設置されておらず、学校が休校日であれば、ガラスを割って使用しなければならないことになっています。設置場所の変更にはなっていますが学校内の設置のままです。子どもたちや指導員の命を守るため、万が一のときに迅速な対応ができるよう、ルームに AED を設置してください。

#### 6. 負担金について

堺市は大阪府内でも高い負担金（月額：8,000 円 + おやつ代 2,000 円）であり、家庭には大きな負担となり、必要であっても利用できない家庭もあります。きょうだい減免制度の導入など、負担の軽減を検討してください。また、コロナウイルスの影響で世帯収入が減収した家庭には、特別な負担経過措置を検討してください。

受理年月日 令和 2 年 5 月 13 日



令和2年 第2回市議会(定例会)陳情書綴

令和2年6月 発行

編集・発行 堺市議会  
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号  
TEL 072-233-1101  
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

印刷 協和印刷株式会社

堺市行政資料番号  
1-B2-20-0100

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。